

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の状況

資産査定管理について

当金庫では、営業関連部門から独立した自己査定管理部門として、リスク統括部資産査定管理課を配置し、厳格な自己査定の実施を行っています。

自己査定の実施については、「自己査定事務取扱要領」

に基づき、営業店において第一次査定を実施し、本部と信審査部門の審査部により第二次査定を実施したうえで、資産査定管理課により、その適切性の検証を行っています。

貸倒引当金の計上基準について

貸倒引当金については、「償却及び引当に関する規程」に基づいて、自己査定における債務者区分を基に一般貸倒引当金と個別貸倒引当金とを算出し、その適切性について「資産査定委員会」による協議を行い、また、その結果については監査法人の監査を受け、適正な計上に努めております。

債務者区分別の引当としては、「破綻先」および「実質破綻先」については、債権額から担保などによる回収可能見

込額を控除した全額を、「破綻懸念先」については、債権額から担保等による回収可能見込額を控除した金額に対し、予想損失率を乗じて算出した金額を計上しています。また「正常先、その他要注意先および要管理先」についてもそれぞれの予想損失率に基づく貸倒引当金を計上しております。今後も引き続き信用リスク管理を通じた不良債権の削減に努め、資産の健全性を維持していく方針です。

自己査定と開示債権との関係(2025年3月末現在)

自己査定結果(債務者区分別)
対象:貸出金等与信関連債権

債務者区分		与信額
破 綻 先		47
実質破綻先		1,375
破綻懸念先		21,937
要 注 意 先	要管理先	6,796
	要注意先	142,764
正 常 先		695,033
非 区 分		89,996
合 計		957,951

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権
対象:貸出金等与信関連債権

(単位:百万円)

	与信額	保 全 額	
		担保・保証額	貸倒引当金
破産更生債権 及び これらに準ずる 債権	1,423	1,423	—
危険債権	21,937	16,597	2,181
要管理債権	4,735	1,110	208
小 計	28,096	19,131	2,390
正常債権	929,855		
合 計	957,951		

※貸出金等与信関連債権:貸出金、債務保証見返、外国為替、未収利息、貸出金に準ずる仮払金、当金庫保証付私募債
※改正信用金庫法施行規則による定義変更によりリスク管理債権と金融再生法開示債権の一本化が図られました

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分		開示債権 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2023年度	1,574	1,574	1,574	—	100.00%	—
	2024年度	1,423	1,423	1,423	—	100.00%	—
危険債権	2023年度	17,915	15,273	13,854	1,418	85.25%	34.92%
	2024年度	21,937	18,778	16,597	2,181	85.60%	40.84%
要管理債権	2023年度	5,275	1,501	1,269	232	28.45%	5.79%
	2024年度	4,735	1,319	1,110	208	27.86%	5.74%
三月以上延滞債権	2023年度	—	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2023年度	5,275	1,501	1,269	232	28.45%	5.79%
	2024年度	4,735	1,319	1,110	208	27.86%	5.74%
小計	2023年度	24,764	18,349	16,698	1,651	74.10%	20.47%
	2024年度	28,096	21,521	19,131	2,390	76.60%	26.66%
正常債権	2023年度	902,053					
	2024年度	929,855					
総与信残高	2023年度	926,818					
	2024年度	957,951					

※注1:記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

注2:上記は部分直接償却後の金額です。

注3:「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

■保全状況

2025年3月末現在における信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権上の不良債権のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の開示残高は14億23百万円ですが、不動産担保や保証機関による保証、貸倒引当金等で100%保全されております。

一方、「危険債権」及び「要管理債権」合計の開示残高は266億73百万円で、この保全率は75.35%です。この結果、不良債権全体の保全率は76.60%となります。

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権

◆「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

◆「危険債権」とは

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

◆「要管理債権」とは

信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

(1)「三月以上延滞債権」とは

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

(2)「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

◆「正常債権」とは

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。